

令 和 年度分個人事業税申告書

山;	形県 総合支庁		:長 殿	フリ氏	ガナ 名					屋 電話	号					
令	和年	· 月	日提出	住	所					事務がは事	所又 業所	1				
			1. J.C.E.I	個人	、番号		1				1 1					
事業の種類(① ⁴ Z	. 入	金	額	②必 (③の金	要経額を含めない	費 ハこと)		耳業専従者 業専従者		所 得	皇 ①-②-	額-③	
				円					円			円	円			
専従者控除額	氏	名	個	人		番	号	あなた と の 続 柄	生年	月 日	従事 月数			f 57条 項の書	所得税法第 57 条第 2 項の書類の 提出の有無	
除額				ı	1 1	I	1 1 1		•	•	月		l	円 有	無	
の内				ı	1 1	I	 		•	•	月			円 有	無	
訳				ı		L			•	•	月			円 有	無	
	所 得	税におり	ける青	色目	号 告(の承	認のす	有 無			有		無			

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在 地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方(白色申告者のみ)
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	1	非課税事業 の 種 類	④収	入	金	額	_			経 費 ないこと)	又は	事業	英専従者総 専従者担 事業への従	除額	所	得 ④	金)-⑤	額 -⑥
						円				円				円				円
2	9	譲渡資産の種類			⑦詢) 渡	価	格		8帳	簿	価	格		損失	額	®-	7
	4								円				Р	I				円
	3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額																円
	4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日												•	月		H	開始 廃止

◎所得税の確定申告書又は道府県民税の申告書を提出した方は、この申告書を提出する必要はありません。ただし、事業を 廃止した場合には、廃止した日から1月以内(死亡した場合は4月以内)にこの申告書を提出しなければなりません。

◎税率は次のとおりです。

第1種事業…5%

第2種事業…4%

第3種事業…5%

第3種事業のうち、あんま、はり、 その他の医業に類する事業など…3%

【お問い合わせ先】

- ○村山総合支庁課税課 課税第二担当
- **5**023-621-8129
- ○置賜総合支庁税務課 課税第二担当
- **2** 0 2 3 8 2 6 6 0 1 5
- ○最上総合支庁税務課 課税担当
 - **2** 0 2 3 3 2 9 1 2 2 7
- ○庄内総合支庁税務課 課税第一担当
 - **☎**0235−66−5425